

○ 財務省令第百十九号
平成二十六年三月二十日第五条第一項に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百一十九号）に規定する。利付国債券（五年）～（百十七年）の発行に當り、利付國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百一項）の規定に基づき、

二 一 行平省
の法發号名
條律行稱及
項及のび根
びそ拠記

四 三 二 一 行平省
發行方法の適用振替法の適

し定あ争争う札価振の以律社七号法第一るた運十財回利付
、めつ入入。へ格替適下「振替法」～（平成十三年法律第七十五号）
価らて札札に以を機用を、及第一項～律のに号法
格され、と發によ下競争は受公必（昭和二十二年
競争た利入札にと行「価に付本銀もしくは第百十七年）～（百十七年）の規定に基づき、
競争行い（～（百十七年）の規定に基づき、
札をそのにる、「札わすし利お入価価～れる、の規定に基づき、
募率い札格格とる。そ規定に基づき、
入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国発競I加場入
 入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を圃別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を
 行參よと大行争入場も加、と發のる入受
 一加るに臣わと者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
 の行參よと大にとるをよ各
 い・行募各るう第へ限國入と者發応がわう行の加込
 う第へ限國入と者發応がわう行の加込
 非下額市札のい・行募各れ。(發重み
 価一を場で決う第へ限國る、行平の
 格国定特あ定一I以度債入価下価均應
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ

発

口

札 非
發 競
行 争
入

入 價 入 價 ·
札 格 行 札 格 第
發 競 發 競 II
行 争 額 行 争 非

条特円三債の十で利十億いにる百て基円額た条のな百つ定う億額
の別千に規万八付七六て基法六はづ、で利第發財五いにち円面
規会五つ定円千国条千はづ律十、き同七付一行源十て基、金
定計百いに、四債の四、き第五額發法百国項のの五はづ財
にに二て基同百に規百額發四万面行第三債の特確万、き政
基関億はづ法九つ定六面行十円金し四十に規例保円額發法
づす二、き第十いに十金し六、額た条億つ定にを、面行第
きる千額發六九て基万額た条特で利第千いに關國財金し四
發法六面行十億はづ円で利第別千付一二て基する政額た条
行律百金し二七、き、五付一會五国項百はづるた運で利第
し第四額た条千額發同百国項計十債の四、き法め營二付一
た四十で利第五面行法八債のに億に規十額發律のに百国項
利十五一付一百金し第十に規関千つ定五面行第公必億債の
付七万兆国項三額た四四つ定す七いに万金し二債要三に規

八

七

二

ハ 口 イ

二

ハ

額 最

払

低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国
額	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	入	価
面	札	格	第	參	市	札	格	第	參	市	札	格
金	發	競	II	加	場	發	競	I	加	場	發	競

五	四	円	二	二	二	十	国	条	特	三	国	条
万	千	千	十	十	兆	一	債	の	別	百	債	の
円	十	三	四	九	四	億	規	会	億	債	別	億
	億	百	億	万	千	万	定	計	九	九	九	九
	千	九	九	圆	五	千	に	に	九	九	九	九
	九	十	千	百	百	百	基	關	九	九	九	九
	百	八	八	百	六	六	、	づ	九	九	九	九
	七	億	億	五	十	十	額	き	九	九	九	九
	十	五	五	十	二	二	發	法	九	九	九	九
	八	千	千	万	億	億	金	行	九	九	九	九
	万	二	二	千	九	九	額	第	九	九	九	九
	円	百	二	百	六	六	四	利	四	九	九	九
		万	二	万	円	百	利	十	四	九	九	九
			万				付	七	四	九	九	九
									付	七	九	九

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
振
替
単
位

初利入価・別債行争非者特国札非
期札格第参市及入価・別債発競
利発競II加場び札格第参市行争
子率行争非者特国發競I加場、入

入価發
札格行行
發競価
行争格日

規下は期た期平年
定、が金と成○
す次そ銀額し二・
る号の行を、十二
期及翌休支次六パ
日び営業払の年一
に第業う算九セ
つ十日。式月ン
い五ににたに二ト
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

額格十額平す額の振
八面八面成るの記替
錢金錢金二。整載法
額以額十數又の
百上百六倍は規
円の円年年の記定
にそに三金録に
つれづ月額はよ
つきぞき二に、る
九れ九十よ最振
十の十日る低替
九応九も額口
円募円の面座
九価九と金簿

十
九
八
七
六
五
十
四

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 三 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
六 か 百 一 払 日 と 二
年 ら 円 年 う 以 し 十
三 通 に 三 ° 前 、 日
月 知 つ 月 六 各 及
二 を き 二 月 支 び
十 受 百 十 間 払 九
日 け 円 日 に 期 月
た 者 属 に 二
す お 十
る い 日